

＜放送大学印刷教材＞

『子どもの人権をどうまもるのか（'21）』

追 補

（第1刷～第3刷）

【追補の趣旨】

印刷教材発行後改正されたり成立した法律や制度について、主なものを示しています。詳細は、省庁のホームページなどで確認ください。

章	頁等	内容等	改正・追加事項等
1	13 頁： 表 1-2	3. 懲戒権	懲戒権は、2022 年の民法改正により廃止され、新たに、体罰禁止規定を含む「子の人格の尊重」規定が設けられた。
3	42 頁： ②関連		2025 年の出生数は 67.1 万人、合計特殊出生率は 1.14 で、引き続き減少傾向にある。
3	49 頁： 表 3-1		10～14 歳の死因の第 1 位と第 2 位が入れ替わり、「自殺」が第 1 位となった。
3	49 頁：3 (1) の 後	新法を挿入	(2) こども基本法 こども基本法は 2022 年に制定された法律で、子どもに関する基本理念を明らかにするとともに、子ども施策の在り方を規定する。具体的には、こども大綱、地方自治体こども計画の策定などを規定している。

章	頁等	内容等	改正・追加事項等
4	64 頁： (4)	子どもの貧困 対策の推進に 関する法律	2024 年の法改正で、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」（通称、こどもの貧困解消法）になった。「貧困対策」から「貧困解消」とすることで、貧困に向けてより積極的な姿勢を示したものである。法律の目的は、「貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、日本国憲法第 25 条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約及びこども基本法の精神にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及びこどもの貧困の解消に向けた対策の基本となる事項を定めることにより、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進すること」となった。
4	65 頁： 表 4-4	新法を追加	2. 子どもの生活にかかわる法律 【教育分野】教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（通称、わいせつ教員対策法） 2021 年制定、2022 年 4 月施行 【その他】学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（通称、こども性暴力防止法または日本版 DBS 法） 2024 年制定、2026 年 12 月施行
5	69 頁： 図 5-2	法改正での変更	2022 年の児童福祉法改正、2022 年のこども基本法の成立、さらにはこども家庭庁の発足で、国の機構が大きく変わり、福祉事務所など従来通り厚生労働省が管轄するものと、児童相談所などこども家庭庁が管轄するものに分かれた。こども家庭庁には、こども家庭審議会が設置されている。本文の内容も含め、詳細は、こども家庭庁の各種資料等で確認されたい。
5	73 頁： 表 5-3		児童福祉法の相談機関に、こども家庭センターおよび里親支援センターを追加。 * こども家庭センターの概念図は、QR コード資料 47 頁。

章	頁等	内容等	改正・追加事項等
5	73 頁： 表 5-3	母子健康包括 支援センター	削除
6	88 頁： 表 6-2		公的機関の職種に統括支援員，主たる職場にこ ども家庭センターを追加。
6	89 頁： 最終段落 に追加	新しい資格制 度	これらに加えて，2024 年度から，国が関与し た民間資格として，こども家庭ソーシャルワ ーカーが成立した。こども家庭ソーシャルワ ーカーは，こどもを真ん中に，こどもたちの権利 を尊重し，こどもと家族を支え，すべてのこど もが将来にわたって，その人らしく，幸福な生 活を送ることができる社会の実現をめざすソー シャルワーカーである。この資格は，児童福祉 司や市町村のこども家庭福祉相談の担当者，児 童指導員の任用資格としても位置づけられてい る。 *詳細は QR コード参照。
8	111 頁： 最終行以 降に追加	法改正による 追加	子どもの貧困対策法は，2024 年の法改正で，「こ どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する 法律」（通称，こどもの貧困解消法）になった。 あわせて，こども貧困対策計画は，こども基本 法に規定することも計画，子供の貧困対策に関 する大綱は，同法に基づくこども大綱で対応さ れることとなった。
8	112 頁： 図 8-2		こども大綱に吸収されたため削除。 *こども大綱は，QR コード参照。

章	頁等	内容等	改正・追加事項等
10	143 頁： (3) 第 2 段落・ 第 3 段落	法改正による 内容変更	【第 2 段落】施設職員等は、「児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業等、病児保育事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業若しくは乳児等通園支援事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設若しくは認可外保育施設（第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項まで又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とするものをいう）の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、一時保護施設を設けている児童相談所の所長、当該一時保護施設の職員その他の従業者又は第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者」。 【第 3 段落】3 行目、「児童福祉審議会」の後ろに、「市町村」を追加。
10	147 頁： 表 10-3	法改正による 内容追加	児童福祉法等の一部改正（2022） 主な改正内容は 1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充 ①市区町村は、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを一体的に運営し、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うことも家庭センターの設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関（地域子育て相談機関）の整備。子ども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成。 ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業の新設。 ③児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化。

章	頁等	内容等	改正・追加事項等
10	147 頁： 表 10-3	法改正による 内容追加	2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援，困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上 ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善。児童相談所による支援の強化として，民間との協働による親子再統合の事業の実施，里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ。 ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供，その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設。 3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化 ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置。 ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに，22 歳までの入所継続を可能に。 4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備 児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ，児童の意見・意向を勘案して措置を行うため，児童の意見聴取等の措置を導入 5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入 児童相談所が一時保護を開始する際に，親権者等が同意した場合等を除き，事前又は保護開始から 7 日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を導入。 6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上 児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加。

章	頁等	内容等	改正・追加事項等
10	147 頁： 表 10-3	法改正による 内容追加	7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版 DBS）の導入に先駆けた取組強化） 児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化と、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を制度化。 *改正の詳細は、QR コード参照。
11	162 頁 (3) 第 2 段落 2 行目	法改正による 修正	また、それぞれの内部類型として、福祉型と医療型の 2 類型がそれぞれにあったが、児童発達支援センターについては、2022 年の児童福祉法改正で、内部類型が廃止された。
13	185 頁： 表 13-2	法改正による 追加	14. 産後ケア事業
13	188 頁 (3)	法改正による 追加	(3) 乳児等通園支援事業 子ども・子育て支援法に基づく給付事業で、『こども誰でも通園制度』と呼ばれることが多い。2025 年に、地域子ども・子育て支援事業として制度化し、2026 年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として位置づけられた。保護者の就労要件を問わず、保育所などに通っていない 0 歳 6 か月から満 3 歳未満の乳幼児が、月一定時間の枠内で保育施設などを柔軟に利用できる制度。主な特徴は以下の通り。 目的：子育ての不安や孤独感を抱える家庭を支援し、全ての子どもの成長をサポートすること。 対象と利用：保育施設未利用の 0 歳 6 か月から満 3 歳未満の子どもが対象で、月 10 時間まで利用可能。 料金：1 時間 300 円程度（実費は別途）が標準。 実施施設：認可・認可外の保育施設など。 *これに伴い、現在の (3) を (4) に。詳しくは QR コード参照。

* 73 頁：表 5-3 こども家庭センターの概念図，QR コード資料 47 頁。



* 89 頁 詳細は QR コード参照。



* 112 頁：図 8-2 こども大綱は，QR コード参照。



* 147 頁：表 10-3 改正の詳細は，QR コード参照。



* 188 頁（3）詳しくは QR コード参照。

